

通所介護利用料金表

(平成 29 年 4 月 1 日)

1 介護保険給付対象サービス

通所介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準額に準じます。

原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。

内 容		金 額【1割負担の場合】			
介 護 保 険 対 象	利用料 (5時間以上7時間未満)	要介護1	要介護2	要介護3	
		641円	757円	874円	
		要介護4		要介護5	
		990円		1,107円	
	サービス提供体制強化加算	I(イ)	I(ロ)	(II)	(III)
		18円	12円	6円	6円
	個別機能訓練加算	(I)		(II)	
		46円		56円	
	入浴介助加算	50円			
若年性認知症利用者受入加算	60円				
口腔機能向上加算(月2回まで)	150円				
送迎減算	(片道) △47円				
介護職員処遇改善加算(合計金額に加算)	(I)		(II)		
	5.9%		4.3%		

2 介護保険給付対象外サービス

介 護 保 険 対 象 外	食費	(昼食) 680円
	行事食(希望者に対し昼食代にプラス)	(税別) 324円
	キャンセル料(食材費)※当日キャンセルの場合	680円
	紙おむつ・はくパンツ(1枚につき)	75円
	パット(1枚につき)	20円
	ビッグパット(1枚につき)	30円
	日常生活費 (シャンプー・エプロン・清拭タオル)	21円
	教養娯楽費(1日につき)	54円
	貴重品管理料(月1回)	200円
	通常事業実施地域を越えて行う送迎に 要する費用(1キロ)	(税別) 20円

介護予防通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所介護（介護予防通所介護相当）利用料金表

（平成 29 年 4 月 1 日）

1. 基本料金及び加算

利用料金は、厚生労働大臣が定める基準額に準じます。
原則として利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された割合分の料金を負担して頂きます。
事業対象者は、介護予防ケアマネジメントに応じて要支援 1 又は要支援 2 の料金になります。

内 容		料 金【1割負担の場合】			
基本 料 金 及 び 加 算	利用料 (5時間以上 7時間未満)	要支援 1 及び要支援 1 と同程度 のサービスが必要とされた事業 対象者	1,647円		
		要支援 2 及び要支援 2 と同程度 のサービスが必要とされた事業 対象者	3,377円		
	サービス提供 体制強化加算	要支援 1 及び要支援 1 と同程度 のサービスが必要とされた事業 対象者	I (イ) 72円	I (ロ) 48円	(II) 24円
		要支援 2 及び要支援 2 と同程度 のサービスが必要とされた事業 対象者	I (イ) 144円	I (ロ) 96円	(II) 48円
	若年性認知症利用者受入加算		240円		
	生活機能向上グループ活動加算		100円		
	口腔機能向上加算		150円		
	介護職員処遇改善加算（合計金額に加算）		(I) 5.9%	(II) 4.3%	

2 その他の料金

そ の 他 の 料 金	食費	(昼食) 680円
	行事食（希望者に対し昼食代にプラス）	(税別) 324円
	キャンセル料（食材費）※当日キャンセルの場合	680円
	紙おむつ・はくパンツ（1枚につき）	75円
	パット（1枚につき）	20円
	ビッグパット（1枚につき）	30円
	日常生活費（シャンプー・エプロン・清拭タオル）	21円
	教養娯楽費（1日につき）	54円
	貴重品管理料（月1回）	200円
	通常事業実施地域を越えて行う送迎に要する費用（1キロ）	(税別) 20円